

社会福祉法人等 利用者負担額の軽減

社会福祉法人と市に申し出のあった介護事業者などでサービスを受けている方の利用者負担割合を、本人と世帯員の収入状況に応じて4分の3に軽減します。生活保護受給者は、個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減します。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給されている方は、8月~令和2年7月までの受給資格確認のため、「所得状況届」を提出してください。未提出の場合、8月以降の手当が受給できません(2年間提出のない場合は受給権が消滅)。

障がいのある方のための 各種手当

○市町村民税非課税世帯の方
○世帯の年間収入が150万円以下(世帯員2人目から1人増えるごとに50万円加算)の方
○世帯の預貯金などの額が350万円以下(世帯員2人目から1人増えるごとに100万円加算)の方
○自宅など日常生活のために必要な資産以外に資産がない方
○課税世帯に扶養されていない方
○介護保険料を滞納していない方
※生活保護受給者を除く

災害時に市民へ必要な情報を、迅速に提供するための取り組みを定めた「災害に係る情報発信等に関する協定」を6月3日にヤフー(株)(東京都千代田区紀尾井町1-3)と締結しました。

協定の締結

○申請書、介護保険被保険者証、本人の印鑑、世帯全員分の年間収入が分かるもの(預貯金通帳など)、年金支払通知書など(生活保護受給者を除く)
そのほか 継続利用する場合は、毎年8月末までに更新申請が必要
申込・問合せ 高齢者支援課
(りんくる1階)☎72・6121

【情報公開制度】
開示の請求件数 消防長6件
(全部開示決定件数5件、一部開

石狩北部地区消防事務組合 平成30年度の実施状況

示決定件数1件)※審査請求0件
【個人情報保護制度】
開示請求および審査請求はありませんでした。

北海道胆振東部地震の 災害義援金

6月17日の北海道災害義援金配分委員会で、全国から集まった義援金の第3次配分(追加配分)が決定したことから、市内で被害を受けた方々にお渡ししました。全国の皆さまの善意に感謝申し上げます。

住宅の一部損壊

10万円(17件)、計170万円
※道の配分決定額と同額。7月29日付で指定口座に振り込んでいます

これまでの配分額

重傷50万円(1件)、住宅の一部損壊10万円(17件)、計220万円
問合せ 総務課危機管理担当
☎72・3190

札幌圏都市計画地区計画の 変更案の縦覧

次の地区計画について、建築物ルールを定めている区域の変更を行います。

対象 札幌圏都市計画地区計画 (石狩都心地区) 縦覧・意見の募集期間 15日(木) (29日)

縦覧場所・問合せ 建設総務課
(市役所2階)☎72・3162

ワークショップの結果

【仮称ふれあいの杜子ども館
コンセプト検討会(第2・3回)】
結果 第2回5月16日 11人
第3回6月28日 8人

※検討内容は、市役所1階情報公開コーナーや市HPでご覧いただけます
問合せ 子ども政策課
☎72・3631

意見交換会の結果

【厚田保育園の小規模保育事業
所への移行について】
結果 6月25日4人

※話し合われた内容などは、市役所1階情報公開コーナーや市HPでご覧いただけます
問合せ 子ども家庭課
☎72・3197

「北海道水資源の保全に関する 条例」に基づく事前届出

水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、契約締結の3カ月前まで

に知事への届出が必要です。
※事前届出は権利譲渡者(売買の場合)が行います

届出先 土地の所在する北海道総合振興局・振興局
問合せ 道総合政策部政策局土地水対策課土地利用計画グループ
☎011・204・5178

雇用・労働基本調査

市内事業所の労働環境の実態と動向を把握し、今後の労働行政の施策を展開する基礎資料にするために実施する調査です。
対象 7月の中旬から下旬に事業所宛てに調査票を送付
回答期限 9月13日(金)
問合せ 商工労働観光課
☎72・3166

オリジナルフレーム切手 「石狩探訪第3弾」発売!

市と日本郵便(株)は、7月1日より「厚田・浜益魅力発見!石狩フォトコンテスト」の入賞作品を絵柄にしたオリジナルフレーム切手「石狩探訪第3弾」を発売しました。

販売枚数 限定千枚
販売価格 1300円(1シート)
販売場所 市内および近郊主要郵便局(簡易郵便局除く)、(社)石狩観光協会(親船町107市観光センター内)、道の駅石狩

市の相談窓口

人権相談

20(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
りんくる
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

22(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

7(水)・21(水) 13時30分～15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

6(火)・13(火)・20(火) 10時～15時 市役所1階
15(木) 10時～15時 花川南コミセン
27(火) 13時～16時 市役所1階
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～16時
子ども相談センター ☎72・3195

住民よろず相談

木曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる101会議室 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
浜益支所住民相談室 ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休みを除く)
月・水・金曜 10時～16時(受付15時30分まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援センター ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
花川南・花川・樽川地区 ☎73・2221
上記以外の石狩地区 ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030 浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談

※窓口相談のみ
平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生 ☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
相談室セジュール・まるしえ ☎77・5763

労働相談所

※要申込
平日 10時～16時
連合北海道石狩地区連合
いしかり労働相談センター ☎60・4704

遺言・相続・許認可申請、その他無料相談

28(水) 13時～15時 花川南コミセン
池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)

「あいろーど厚田」(厚田98・2)
問合せ 石狩市役所前郵便局
☎74・1321
(社)石狩観光協会 ☎62・4611
商工労働観光課 ☎72・3167

北海道苦情審査委員制度
道が行った業務や制度の内容を審査する制度です。皆さんに代わり、苦情審査委員が中立的な立場で関係機関に対し、必要な調査などを行います。審査の結果、業務の不備や制度に問題があるときは、是正を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。
申込方法 問合せ先にある苦情申立書(HPからも入手可)を郵送・ファクス・メール
申込・問合せ 道政相談センター

(☎060・8588 札幌市中央区北3西6)
☎011・204・5523
☎011・241・8181
✉kuiyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

排水設備工事責任技術者試験
登録している方は受験不要。※試験前講習会はありません
日時 10月21日(月)13時30分～15時30分
場所 札幌市社会福祉総合センター(札幌市中央区大通西19)
費用 受験料7千円
申込期間 19日(月)～28日(水)平日9時～12時、13時～15時30分
その他 試験用問題集・テキストを東京官書普及(株)日本

下水道協会図書販売業務委託先
☎03・3292・3701)で販売中(任意購入)
問合せ 下水道課 ☎72・3176

平和の灯火を点火します
「心に平和の火をともしよう」を合言葉に建立された「平和の灯火(ガ斯塔)」を点火します。
日時
○広島に原爆が投下された日 6日(火)8時15分
○長崎に原爆が投下された日 9日(金)11時2分
○全国戦没者追悼式の日(終戦記念日) 15日(木)12時
場所 市役所前庭
問合せ 総務課 ☎72・3149

8月は北方領土返還要求運動強調月間
【返還要求署名へのお願】
署名コーナー 市役所3階総務課、各支所地域振興課
期間 1日(木)～30日(金)
【パネル展】
日時 19日(月)～30日(金)の開庁時間内 ※最終日は16時まで
場所 市役所1階ロビー
問合せ 総務課 ☎72・3149



競争入札参加資格審査申請(追加登録)
市が発注する工事、設計、物品購入などの契約を希望する方は、あらかじめ申請書を提出し、資格審査を受ける必要があります。次の日程で追加登録を受け付けます。必要書類など詳細はお問い合わせください。
日時 26日(月)～30日(金)13時～16時
場所 市役所4階403会議室
申請受付業種 建設工事、浄化槽工事、工事関係委託(設計・測量など)、一般委託、物品購入
資格有効期間 10月1日～令和3年3月31日
問合せ 契約課 ☎72・3155